

議第1号

木曽谷・御嶽景観育成重点地域景観計画の策定について

令和8年(2026年)8月28日提出
長野県都市計画審議会長

8都第209号
令和8年(2026年)8月18日

長野県都市計画審議会長 様

長野県知事

木曽谷・御嶽景観育成重点地域景観計画の策定について

長野県景観計画において、木曽谷・御嶽景観育成重点地域景観計画を次のように定めたので、景観法第9条第2項の規定により、審議会の意見を求めます。

長野県景観審議会からの景観育成計画改定に係る答申(R7.10.30)を踏まえ、優れた景観特性を有する木曽地域を景観育成重点地域へ指定し、景観計画を策定します。（R8.10公表、R9.4 発効予定）

1 地域の概況

(1) 自然条件（地形・水系・交通軸）

- 木曽駒ヶ岳、御嶽山など**3,000m級の山々がそびえる**
- 木曽川の浸食によってV字谷地形が南北約60kmにわたり連続**
- 地形条件から**総面積の90%以上を森林が占める**
- 木曽川沿いは**、JR中央本線、国道19号、中山道が並走し、交通、歴史・文化、産業が集積した**本エリアの重要な骨格軸を形成**



御嶽山と開田高原（木曽町）

➤**山岳地帯の様相を呈するとともに、木曽川が土地利用においても重要な軸となっている**

(2) 社会条件（人口・観光）

1) 人口

- 町村別の人口割合としては、木曽町が全体の約4割を占めており、一定程度の人口が集積

2) 観光の概況

- 山岳のふもとに広がる高原や、旧中山道の宿場町や歴史的な史跡が主要な観光資源
- 歴史文化と自然特性が大きな観光要素と考えられ、**観光地類型別の利用者割合は「名所・旧跡」「高原・湖沼」が大部分を占める**
- 来訪者数は増加傾向にあり、県内・県外別の割合としては県外観光客が大半を占めている。

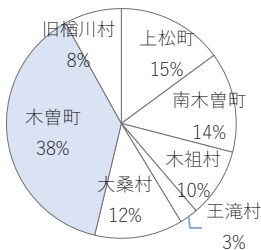


図1 町村別人口割合
(2020年国勢調査)

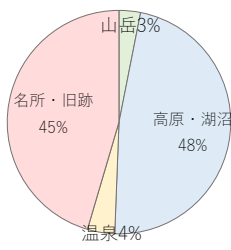


図2 観光地類型別の利用者割合
(2024長野県観光地利用者統計調査)

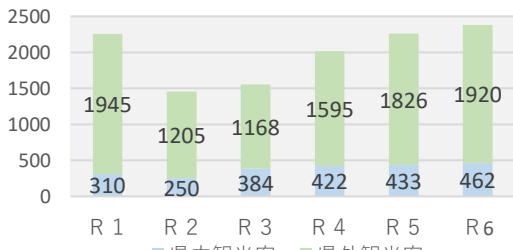


図3 県内・県外別の観光客数の推移(単位:千人)
(2024年長野県観光地利用者統計調査)

➤**人口減少の状況下で今後の景観の担い手不足が懸念される**

➤**歴史及び自然特性を活かした観光が盛んであり、環境の保全是景観育成においても重要**

(3) 歴史・文化的条件

- 江戸と京都の中間に位置する木曽には、**山岳地帯を貫く難所として11の宿場町が設けられ、峠越えを控えた宿場町は、旅人や物資の中継地として重要な役割を果たした**
- 現在も**宿場町の様相が色濃く残っており、木曽特有の歴史的な景観を作り出している**
- 重要伝統的建造物群保存地区として「南木曽町妻籠宿」「塩尻市奈良井宿」「塩尻市木曽平沢」の3地区が選定**

➤**宿場が都市の発展を支え、現在も地域における重要な景観要素となっている**

2 重点地域設定を進めるうえでの視点整理

(1) 重点地域設定を進めるうえでの検討の視点(特性や課題を踏まえた検討視点)

木曽の骨格軸や御嶽山を踏まえた景観育成の視点

木曽川を軸として南北に延びる骨格軸に様々な景観要素が集積していることや御嶽山周辺の景観要素など、これらを活かした景観誘導の視点が必要

人口減少社会を見据えた景観育成の視点

人口減少社会を踏まえ、先導的な景観育成を推進する視点が必要

歴史・文化を尊重した景観育成の視点

宿場町を礎として発展してきた歴史的背景を踏まえ、これらの背景を活かした景観誘導の視点が必要

観光資源等を活用した景観育成視点

観光資源等の魅力を高め、エリアを巡る楽しみを育成し、景観価値を高める視点が必要

開発動向を考慮した景観育成の視点

再生可能エネルギー施設の立地に対する景観誘導の視点が必要

(2) 重点地域設定を進めるうえでのエリアの考え方

- 長野県景観育成ビジョン案の木曽エリアの広域景観育成方針を踏まえながら、重要な景観のまとまり及び景観軸に基づき、景観育成重点地域の検討を進める。



参考：木曽広域景観エリアにおける広域景観育成方針図



参考：県内の景観行政団体移行状況

■木曽谷・御嶽景観育成重点地域景観計画の策定について(案)

①景観育成重点地域の名称

木曽地域の景観特性等を反映し、関係機関の意向を踏まえた結果、次のとおりとする。

木曽谷・御嶽景観育成重点地域

②景観育成重点地域の指定区域

(1) 主要路線からの可視領域の解析

主要な路線から木曽地域一帯のどの範囲が視認できるのかについて解析する。

1)解析の方法

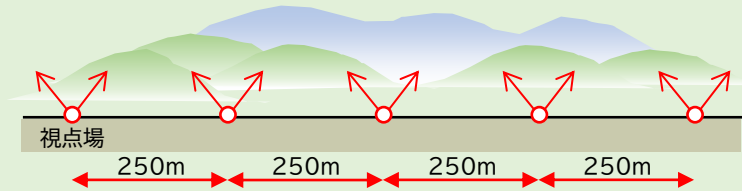
木曽地域内の主要路線から視認可能な範囲を、数値標高モデルを用いて計算し、その結果を重ね合うことで対象路線からの可視領域を抽出する。

2)対象路線と設定条件

下表の対象路線上に250mごとに視点場を設定

※60km/hで走行した場合、1分間で1,000m(＝5視点場分)進んだこととなる。

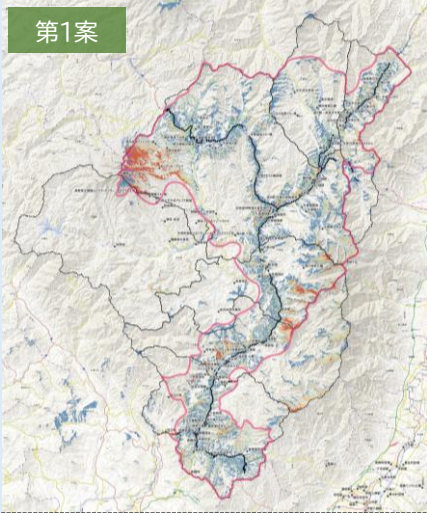
解析対象	視点場	眺望範囲	眺望角
国道3路線 (国道)19,256,361号	462地点	45km ※眺望の最大範囲となる御嶽山山頂から国道256号南端(清内路トンネル入口)を抱合する距離	360°



(2) 可視領域の総描化

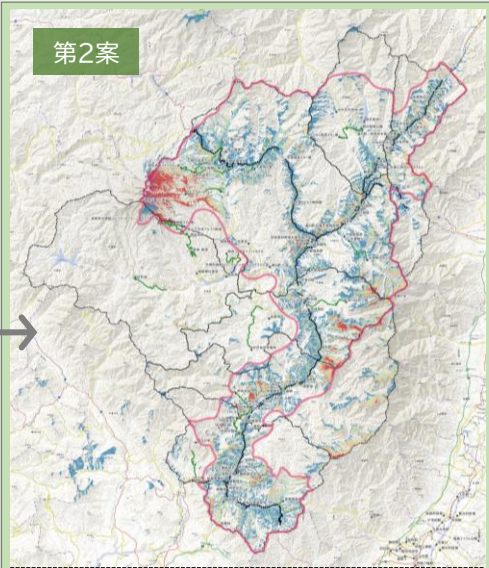
抽出した可視領域のうち、視点場から連続して視認可能なまとまりのある範囲を抽出する。

第1案



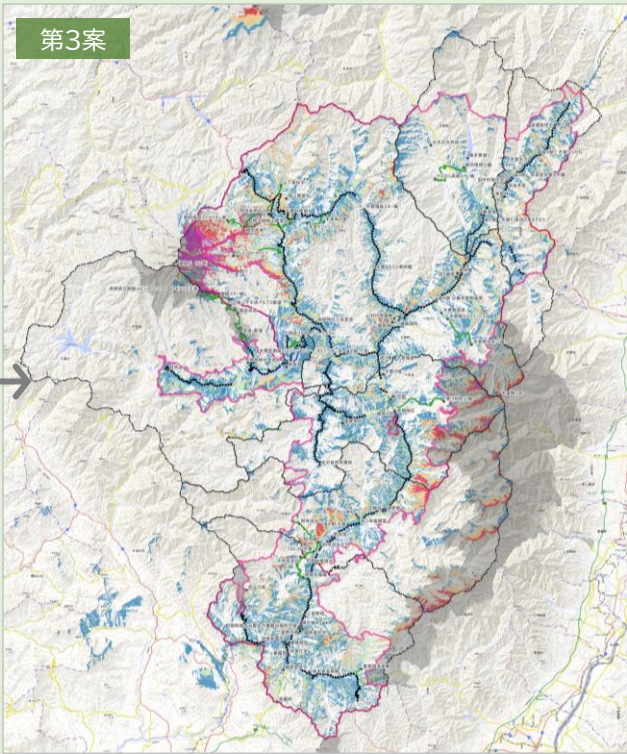
国道19号を中心としながら、主要路線の沿道や中央アルプス、御嶽山等、木曽地域の主要な範囲が含まれるが、一部の重要な目的地や路線が含まれない

第2案



主要路線沿道や中央アルプス・御嶽山、目的地がバランスよく含まれるが、市町村からの意見や自然公園地域の調整が必要

第3案



「第3案」を木曽地域における景観育成重点地域の指定区域案とする。

(3) 木曽地域内の目的地・アクセス路線の追加

木曽地域内に立地する景観育成上重要な資源(目的地)と、当該目的地に接続する路線(アクセス路線)を加えた指定区域を検討する。

表 木曽地域内の目的地とアクセス路線の一例

名称	分類	抽出根拠	アクセス路線
読書発電所	歴史的建造物	国指定重要文化財	国道19号
桃介橋	橋梁	国指定重要文化財	国道19号
阿寺溪谷	溪谷	日本遺産構成文化財	阿寺タツガヒゲ林道
寝覚の床	景勝地	国指定名勝	国道19号
開田高原	高原	長野県観光地利用統計調査	国道361号
自然湖	湖沼	木曽おんたけ観光局公式HP	王滝三浦林道
奈良井宿	宿場町	重要伝統的建造物群保存地区	中山道
赤沢自然休養林	森林	日本遺産構成文化財	赤沢(小川入)林道
田立の滝	滝	長野県観光地利用統計調査	—
柳又御嶽展望台	眺望点	長野県指定眺望点	国道361号

(4) 市町村意見の反映

意見交換会等での意見を踏まえ、王滝村においても面的な指定範囲が含まれるよう、**県道20,256号の可視領域を加えた範囲を追加**する。

(5) その他調整

- ・**国定・県立公園(自然公園地域)の特別地域**は、景観面で一定の保全策が講じられていることから、他の重点地域と同様に**重点地域には含まないものとする**。
- ・**御嶽湖や自然湖**のアクセス路線沿道の**可視領域解析による範囲を追加**する。

③景観育成重点地域の地域区分

(1) 地域区分の考え方

地域区分の設定は、従来の重点地域の地域区分の考え方踏襲するとともに、本エリアの特性を踏まえ、次の5つの地域に区分する。

地域区分	対象
市街地地域	● 用途地域が指定された地域
歴史・文化地域	● 伝統的建造物群保存地区及び中山道からの可視領域(ただし、妻籠地区は伝統的建造物群保存地区とする) ● 木曽街道(中山道)沿いの宿場町の範囲(①は除く) ● 次の文化財等で、その周辺400m以内における可視領域 ・国指定重要文化財・史跡・名勝 ・日本遺産構成文化財のうち県がその価値を認めているもの(県宝、史跡等)
沿道地域	● 国道、県道、目的地へのアクセス道路の沿道30mの区域
山麓・田園地域	● 5地域区分のうち、農業地域
山地・高原地域	● 上記1から4以外の地域

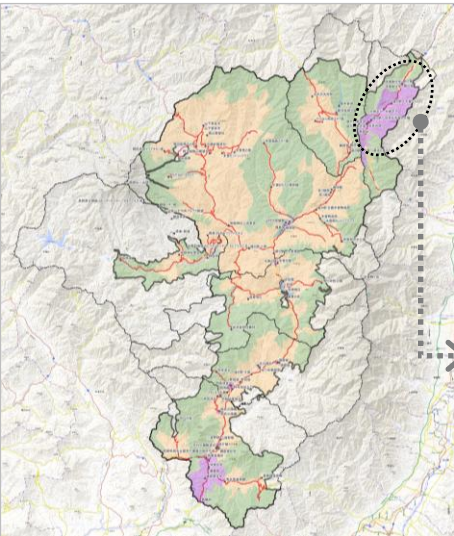


図 景観育成重点地域の地域区分

(2) 歴史・文化地域の範囲設定の考え方(①伝建地区)

歴史的町並みの景観保全において、**背景に広がる山・山並みを守ることが重要**であるため、木曽地域内の3つの伝建地区のうち、概ね歴史的町並みが形成された範囲のみを対象としている「**奈良井宿**」、「**木曽平沢**」の2地区において、**重点地域の範囲の検討と同様の手法(可視領域)を用い、保全する範囲を検討**

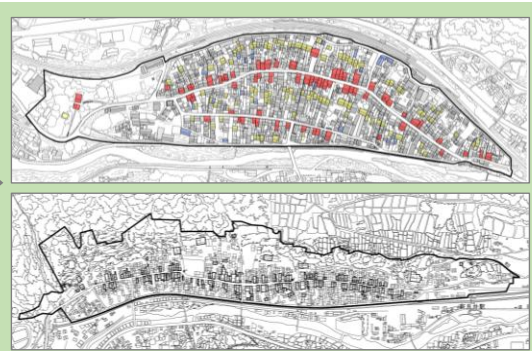


図 伝統的建造物群保存地区(上:木曽平沢、下:奈良井宿)

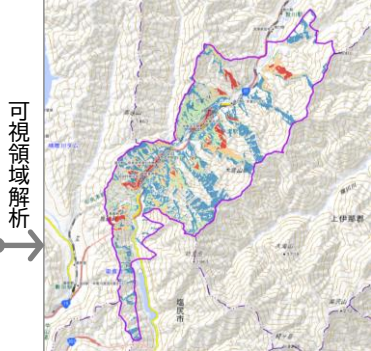


図 奈良井宿・木曽平沢の背景保全(歴史・文化地域)の範囲

(2)宿場町・③文化財等周辺

②は、①を除く7つの宿場町の範囲(木戸・榊形跡間)とし、③は文化財等の周囲(近景400m)のうち、視覚的に影響がある範囲(可視領域)とする。

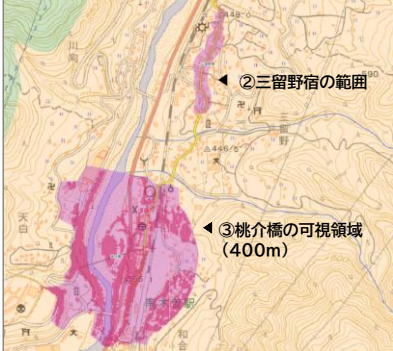


図 宿場町(三留野宿)の範囲と文化財等(桃介橋)の周辺400mの可視領域

④景観育成の方針

- 5地域の景観特性や課題を踏まえ、景観育成の方針を次のとおり定めます。

地域区分	景観育成の方針
1. 都市地域	まち並みとしてのまとまりを確保しつつ良好な市街地景観が育成されるよう、建築物等は、周辺と調和した高さ、規模、地域の持つ歴史性・文化性に配慮した形態・意匠とし、敷地周辺の緑化を進めるものとします。
2. 歴史・文化地域	伝統的建造物や重要文化財等が有する歴史や文化的な価値を維持・保全するとともに、これら周辺における建築物等の建設や開発などの行為に際しては、中山道からの眺望を中心として、周辺の自然景観も背景として捉え、歴史や文化的な価値を損ねないようにするものとします。
3. 沿道地域	木曽川や中央アルプス・御嶽山をはじめとする山並みへの眺望を維持しつつ、周囲の樹林や田園景観との調和が図られた沿道景観が育成されるよう、建築物等は周辺への圧迫感のない形態・意匠等とし、敷地周辺は花木等による緑化を進めるものとします。
4. 山麓・田園地域	周囲の地形や気候等と調和した地域固有の山麓・高原・田園景観が維持されるよう、建築物等の位置、規模、形態・意匠等に留意するとともに、優れた集落景観が維持されている地域では、地場産材の活用や在来種による敷地内の緑化を進めるものとします。
5. 山地・高原地域	自然性の高い樹林の保全を図るとともに、自然環境と調和した保健休養地域が育成されるよう、建築物等の建設や開発などの行為に際しては、地形、湖、河川、樹林等の保全・活用を図り、優れた景観を阻害しないよう努めるとともに、他からの眺望の対象であることにも留意するものとします。

⑤届出対象規模と行為

- 届出対象規模は、届出対象規模の検討(右上)を踏まえ、「①建築物の建築等」は床面積150㎡以下、「②建築物の外観の変更」は面積200㎡以下、「④電気供給施設等の建設等」の電柱は規格化されたものをそれぞれ除外することで、概ね適正な届出規模となると考える。

■届出対象行為と規模

行為の種類	木曽谷・御嶽 景観育成重点地域	参考:景観育成重点地域
①建築物の新築、増築、改築又は移転	高さ13メートル超又は 床面積150平方メートル超	高さ13メートル超又は 床面積20平方メートル超
②建築物の外観の変更(修繕模様替、色彩変更)	変更に係る面積が200平方メートル超	変更に係る面積が25平方メートル超
③プラント類、自動車庫庫、貯蔵施設類、処理施設類の新設、増築、改築若しくは移転、外観の変更	高さ13メートル超又は 築造面積20平方メートル超	高さ13メートル超又は 築造面積20平方メートル超
④電気供給施設等の建設等	高さ8メートル超又は 築造面積20平方メートル超 ※ただし規格化された電柱は除く	高さ8メートル超又は 築造面積20平方メートル超
⑤太陽光発電施設(一団の土地又は水面に設置されるもの)の建設等	太陽電池モジュール面積の合計20平方メートル超	太陽電池モジュール面積の合計20平方メートル超
⑥③から⑤以外の工作物の建設等	高さ5メートル超	高さ5メートル超
⑦土石の採取又は鉱物の掘採	面積300平方メートル超 又は生じる法面・擁壁の高さ1.5メートル超	面積300平方メートル超 又は生じる法面・擁壁の高さ1.5メートル超
⑧土地の形質の変更	面積300平方メートル超 又は生じる法面・擁壁の高さ1.5メートル超	面積300平方メートル超 又は生じる法面・擁壁の高さ1.5メートル超
⑨屋外における物件の堆積	高さ3メートル超又は 面積100平方メートル超	高さ3メートル超又は 面積100平方メートル超
⑩(1)から(6)までの建築物又は工作物の外観に表示される特定外観意匠	面積3平方メートル超	面積3平方メートル超

⑥景観育成基準(行為の制限)

- 景観育成基準は、これまでの重点地域における設定を継承することを基本とします。
- 本地域の指定のねらいである、歴史・文化地域の景観保全や沿道地域での景観誘導に基づき、配置や形態意匠において、歴史的景観との調和等を求める景観育成基準を設けます。

■景観育成基準(歴史・文化地域の抜粋)

区分	景観育成基準
ア 配置	(ア) 周辺と壁面線を合わせつつ、極力道路から後退し、連続した沿道の空間を構成するよう努めること。
	(イ) 隣接地と相互に協力しながらまとまった空間を生み出すように努めること。 宿場町にあっては、歴史的な景観のまとまりが維持、継承されるよう努めること。
	(ウ) 敷地内に大径木や良好な樹林、樹木や河川、水辺等がある場合は、これらを生かせる配置とすること。
イ 規模	(エ) 木曽川、御嶽山、中央アルプス、周辺の山並みへの眺望や、付近のランドマークとなる建築物等への眺望を極力阻害しない配置とすること。
	(オ) 稜線や斜面上部、高台など、旧中山道や歴史的な建造物から見通せる場所は極力避けるものとし、やむを得ずそのような場所を選定する場合は、樹木の伐採や土地の掘削を最小限に留め、旧中山道や歴史的な建造物から直接望み出来ないような配置に努めること。
	(カ) 電柱、鉄塔類はできるだけ目立たないよう設置すること。
ウ 形態・意匠	(ア) 個々の建築物等の規模、高さは極力おさえるものとし、周辺のまち並みとしての連続性に配慮するとともに、周囲の建築物等よりも規模が大きい場合は空地や植栽を設け景観の調和に努めること。
	(イ) 宿場町の通りに面する場合は、 宿場の街並みの連続性に配慮し、高さを周囲の建物と極力合わせること。
	(ア) 周囲の建築物等の形態との調和に努めること。 また、地域の伝統的な形態・意匠等の活用にも努めること。
エ 材料	(イ) 屋根の形状は原則として切妻屋根とし、適度な軒の出を有し、こう配は緩やかなものとして背景の山並みや周囲の町並みとの調和に努めること。
	(ウ) 壁面等は、大規模な平滑面が生じないよう、陰影等の処理に配慮すること。
	(エ) 周辺の基調となる建築物に比べて、規模が大きい場合には、屋根、壁面、開口部等の意匠の工夫により、圧迫感や威圧感を軽減し、周辺との調和を図ること。
オ 色彩等	(オ) 屋上の設備は外部から見えにくいよう、壁面、ルーバーで覆う等の工夫をすること。
	(カ) 屋外階段、ベランダ、パイプ類等の付帯設備や付帯の広告物等は、煩雑な印象を与えないよう、デザインに配慮し、建築物等本体との調和を図ること。
	(キ) 河川、鉄道及び道路に面する壁面等は、公共性の高い部分として、デザイン等に配慮すること。
カ 敷地の緑化	(ア) 周辺景観と調和し、耐久性に優れた材料を用いること。
	(イ) 反射光のある素材を極力用いないものとし、 地域で伝統的に用いられている素材がある場合はその活用に努めること。
	(ア) けばけぱしい色彩とせず、できるだけ落ち着いた色彩を基調とし、周辺の景観あるいは建築物等と調和した色調とすること。
	(イ) 使用する色数はできるだけ少なくするよう努めること。
	(ウ) 照明を行う場合は、設置場所周辺の環境に留意し、過度なものとならないように留意すること。
	(エ) 光源で動きのあるものは、原則として避けること。
	(ア) 敷地内に優れた樹木等がある場合は、可能な限り保存若しくは移植し、修景に生かすこと。
	(イ) 建築物等の周囲はできるだけ緑化し、圧迫感威圧感の軽減に努めること。
	(ウ) 駐車場、自転車置場等を設ける場合には、道路等から直接見えにくいように周囲の緑化に努めること。
	(エ) 緑化に使用する樹種は、地域の風土にあったものとし、特に道路等の公共空間や周囲の緑化との連続性に配慮すること。
	(オ) 河川等がある場合は、樹木を活用して、水辺の景観に配慮すること。
	(カ) 敷地境界に遮へい物を設ける場合は自然素材を用いる等、周辺景観と調和するよう配慮すること。

【参考:届出対象規模の検討】

- 現行の3重点地区の届出件数は、専用住宅及び電柱が圧倒的に多い(右図)
- 木曽谷・御嶽地域では、市街地や沿道地域において、届出対象規模とすべき建築物(下写真)や専用住宅の床面積の状況(右下図)を踏まえた設定を進める

■届出対象規模とすべき建築物の例



床面積約800㎡



床面積約1,700㎡

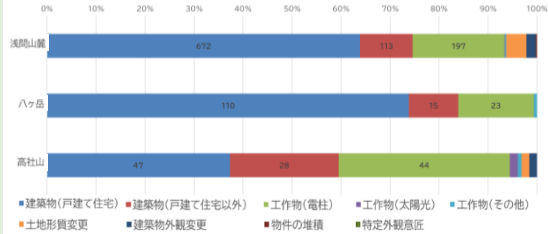


床面積約200㎡



床面積約380㎡

■他の重点地域における届出件数



■専用住宅の延べ面積の推移

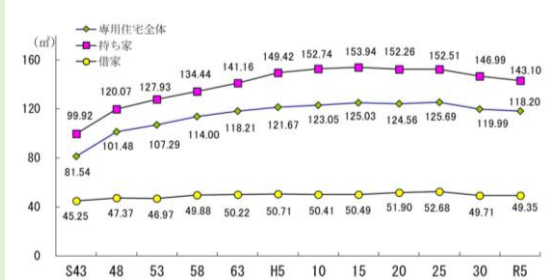


図 出典: 令和5年総務省統計局 住宅・土地統計調査

木曽谷・御嶽景観育成重点地域 景観計画（案）

本計画では、木曽谷・御嶽景観育成重点地域の区域について、景観法（平成 16 年法律第 110 号。以下「法」という。）第 8 条第 1 項の規定により景観計画として定めるべき事項を定めます。

【目 次】

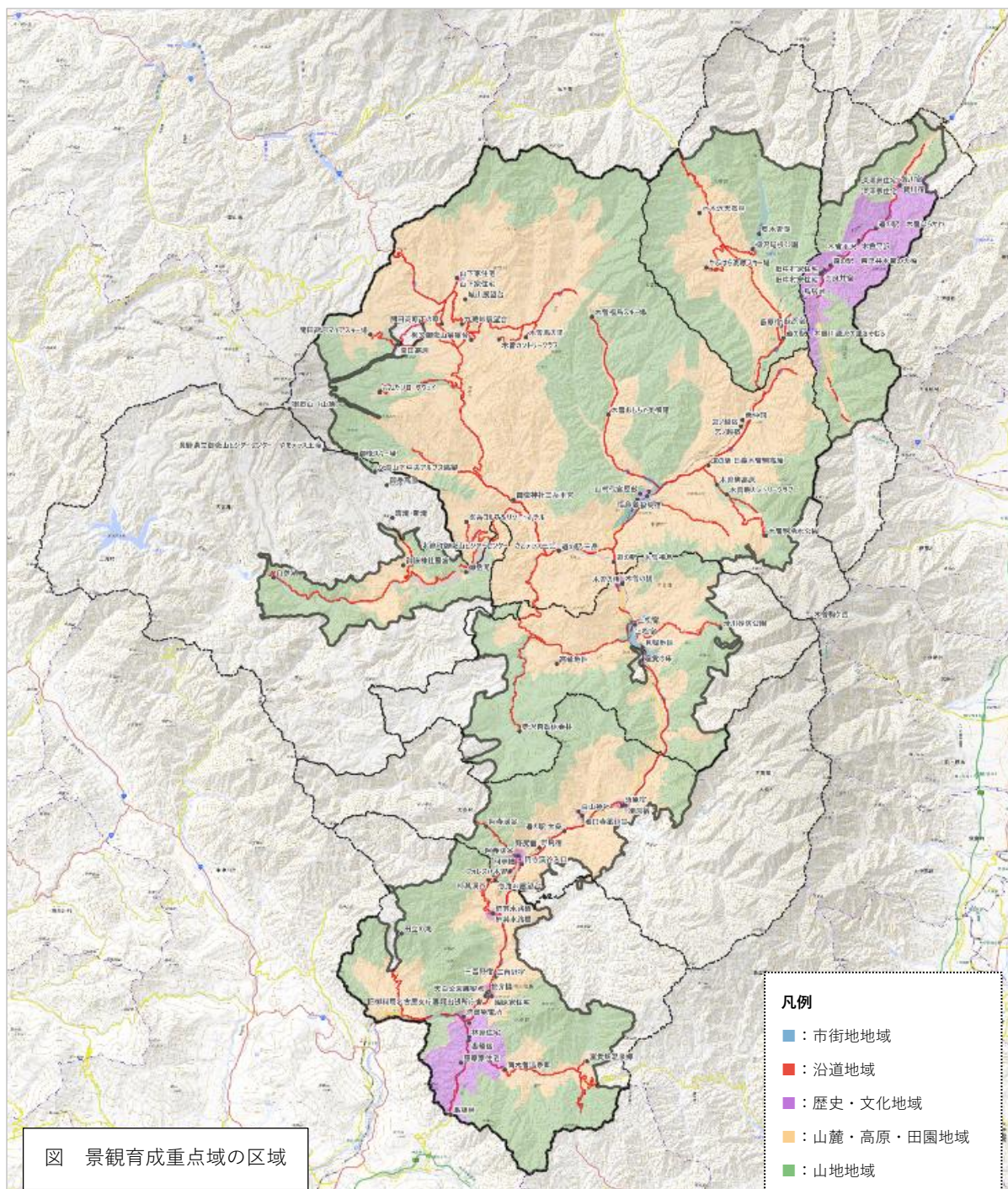
第 1 章 景観育成重点地域の名称	・ ・ ・ ・ ・ 議 1 - 5
第 2 章 景観育成重点地域の区域	・ ・ ・ ・ ・ 議 1 - 5
第 3 章 良好な景観の育成に関する方針	・ ・ ・ ・ ・ 議 1 - 7
第 4 章 良好な景観育成のための行為の制限	・ ・ ・ ・ ・ 議 1 - 9

第1章 景観育成重点地域の名称

本地域の名称は、「木曽谷・御嶽景観育成重点地域」とする。

第2章 景観育成重点地域の区域（法第8条第2項第1号関係）

1 景観育成重点域の区域



2 地域区分

本地域は、地形や自然条件、地域の成り立ちや土地の利用状況、法規制及び景観特性を踏まえ、次の5つの地域に区分する。

地域区分	対 象
(1) 市街地地域	都市計画法に基づく用途地域が指定された地域
(2) 歴史・文化地域	伝統的建造物群保存地区及びその背景保全地域（ただし、妻籠地区は伝統的建造物群保存地区とする）及び重要文化財や日本遺産の構成要素の周辺 400mの範囲
(3) 沿道地域	国道、県道、目的地へのアクセス道路の沿道 30mの区域
(4) 山麓・田園地域	5 地域区分のうち、主に農業地域
(5) 山地地域	上記 1 から 4 以外の地域

第3章 良好な景観の育成に関する方針（法第8条第3項関係）

1 景観の特性

(1) 地域の概況

この地域は、東に木曽駒ヶ岳をはじめとした中央アルプス（木曽山脈）、西に霊峰・御嶽山系の3,000m級の山々が聳え、木曽川の浸食によって形成されたV字谷地形が南北約60kmにわたって連続します。総面積の90%以上を森林が占めエリア内の多くが山地等の急峻な地形で構成されており、市街地・集落・宿場町等の多くが木曽川やその支流沿いの限られた平地に集中しています。

林業が重要な産業であるとともに、御嶽山麓に広がる開田高原では冷涼な気候を活かした高原野菜の栽培も盛んです。

このほか、鳥居峠を分水嶺に南を木曽川、北を奈良井川の源流域として、大小多くの河川によって豊かな水系が形成されています。鉢盛山を源流に太平洋に注ぐ木曽川沿いは、JR中央本線、国道19号、中山道が並走し、交通、歴史・文化、産業が集積した本エリアの重要な骨格軸を形成しており、寝覚の床や阿寺溪谷、自然湖などの独特の河川・水辺景観は、本エリアの重要な観光資源にもなっています。

また、木曽川では豊富な水量と落差の大きい地を生かした電源開発が行われ、重要文化財や近代化産業遺産に指定されている読書発電所や、上流部には奥木曽湖や三浦湖、御岳湖など水力発電施設が点在しています。

景観的な特徴としては、豊かな自然や変化に富んだ地形、旧宿場町等の歴史・文化から多様な景観資源を有しており、夜間においては、地上の自然環境と一体となった星空がこの地域における美しい景観の一つとなっているほか、各所に木曽地域の環境を感じることが出来るビューポイントが存在します。また、長い歴史の中で育まれた木曽地域における歴史・文化は、平成28年度に長野県で初となる文化庁の「日本遺産（JapanHeritage）」にも認定され、歴史的な景観の一つとなっています。

一方、地域内では、近年、観光ニーズの高まりによる開発や再生可能エネルギー施設の開発など、今後の景観の変容が予想されるため景観的な保全を行うとともに、随所に存在する眺望景観を守り磨き上げていくことが重要となっています。

(2) 地域区分ごとの景観特性と景観育成上の課題

地域区分ごとの景観特性と景観育成上の課題は、次のとおりです。

ア 市街地地域（発達した市街地の景観を有する区域）

木曽町及び上松町の中心部には、それぞれ個性豊かなまとまりのある市街地が形成されています。この区域においては、統一感のある個性的なまち並みが育成されるよう配慮していくことが必要です。

イ 歴史・文化地域（歴史的資源や文化を有する区域）

旧中仙道沿いには複数の旧宿場町や漆工町が形成されており、うち、塩尻市と南木曽町における宿場町と漆工町では重要伝統的建造物群保存地区が指定されています。また、歴史的な建築物など重要文化財等も点在し景観上、貴重な資源が点在しています。この地域においては、これら歴史的資源の背景や周辺の景観の変容を抑制することが必要です。

ウ 沿道地域（主要な道路に沿った区域）

国道 19 号や県道等の地域内の主要な道路の沿道には、木曽川や中央アルプスや御岳山への雄大な眺望や、主要な観光地や樹林等良好な眺望が得られる地点が多く存在しています。この区域においては、眺望景観に配慮しながら良好な沿道景観が育成していくことが必要です。

エ 山麓・田園地域（山麓部の田園の区域）

地域周辺の山麓に広がる田園の区域では、農地、集落、樹林等が一体となって自然と調和した景観を構成しています。また、開田高原や木曽駒等、地域を特徴づける景観が構成されています。

この区域においては、優れた山麓・田園景観を保全・継承して、良好な景観の育成に配慮していくことが必要です。

オ 山地地域（標高の高い山地の区域）

標高の高い山地の区域は、主に山林や樹林等の自然性の高い景観を構成しており、また、人々の保健休養の場として、あるいは周囲の盆地や山麓から眺めたときの良好な景観としても親しまれています。この区域においては、主要な道路や山麓からの眺望に留意して景観の変容を抑制するとともに、樹林等の自然環境を保全して、良好な景観の育成に配慮していくことが必要です。

2 景観育成の方針

(1) 市街地地域

まち並みとしてのまとまりを確保しつつ良好な市街地景観が育成されるよう、建築物等は、周辺と調和した高さ、規模、地域の持つ歴史性・文化性に配慮した形態・意匠とし、敷地周辺の緑化を進めるものとします。

(2) 歴史・文化地域

伝統的建造物や重要文化財等が有する歴史や文化的な価値を維持・保全するとともに、これら周辺における建築物等の建設や開発などの行為に際しては、中山道からの眺望を中心に周辺の自然景観も背景として捉え、歴史や文化的な価値を損ねないようにするものとします。

(3) 沿道地域

木曽川や中央アルプス・御嶽山をはじめとする山並みへの眺望を維持しつつ、周囲の樹林や田園景観との調和が図られた沿道景観が育成されるよう、建築物等は周辺への圧迫感のない形態・意匠等とし、敷地周辺は花木等による緑化を進めるものとします。

(4) 山麓・田園地域

周囲の地形や気候等と調和した地域固有の山麓・高原・田園景観が維持されるよう、建築物等の位置、規模、形態・意匠等に留意するとともに、優れた集落景観が維持されている地域では、地場産材の活用や在来種による敷地内の緑化を進めるものとします。

(5) 山地地域

自然性の高い樹林の保全を図るとともに、自然環境と調和した保健休養地域が育成されるよう、建築物等の建設や開発などの行為に際しては、地形、湖、河川、樹林等の保全・活用を図り、優れた景観を阻害しないよう努めるとともに、他からの眺望の対象であることにも留意するものとします。

第4章 良好な景観育成のための行為の制限（法第8条第2項第2号関係）

1 届出対象行為と規模

本地域における届出対象行為と規模は次のとおりとします。ただし、法第16条第7項に規定する行為（通常の管理や軽易な行為等）及び伝統的建造物群保全地区内の許可が必要な行為は適用しません。

行為の種類	規模
①建築物の新築、増築、改築又は移転	高さ13メートル超 又は床面積150平方メートル超
②建築物の外観の変更（修繕、模様替、色彩変更）	変更に係る面積が200平方メートル超
③プラント類※1、自動車車庫（建築物とならない機械式駐車装置）、貯蔵施設類、処理施設類の新設、増築、改築若しくは移転、外観の変更	高さ13メートル超 又は 築造面積20平方メートル超
④電気供給施設等※2の建設等	高さ8メートル超又は築造面積の合計が20平方メートル超（ただし、規格化された電柱は除く）
⑤太陽光発電施設（一団の土地又は水面に設置されるもの※3）の建設等	太陽電池モジュールの面積の合計20平方メートル超
⑥③から⑤以外の工作物の建設等	高さ5メートル超
⑦土石の採取又は鉱物の掘採	面積300平方メートル超 又は 生じる法面・擁壁の高さ1.5メートル超
⑧土地の形質の変更※4	面積300平方メートル超 又は 生じる法面・擁壁の高さ1.5メートル超
⑨屋外における物件の堆積	高さ3メートル超 又は 面積100平方メートル超
⑩ ①から⑥までの建築物又は工作物の外観に表示される特定外観意匠※5	面積3平方メートル超

※1 プラント類：コンクリートプラント、クラッシャープラントその他これらに類するもの。貯蔵施設類：飼料、肥料、石油、ガス等を貯蔵する施設。処理施設類：汚物処理場、ごみ焼却場その他の処理施設

※2 電気供給施設等電気事業法（昭和39年法律第170号）第2条第1項第16号に規定する「電気事業」のための施設又は電気通信事業法（昭和59年法律第86号）第2条第1号に規定する「電気通信」のための施設

※3 建築物の屋根、屋上等に後から設置するものは、「(2)建築物の外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更」に該当します。

※4 都市計画法第4条第12項に規定する開発行為及び景観法施行令第4条第1項に規定する土地の形質の変更

※5 公衆の関心を引く形態又は色彩その他の意匠（営利を目的としないもの及び表示期間が30日以下のものを除く）

2 行為の制限（景観育成基準）

本地域における届出対象行為ごとの制限は次のとおりとします。

区 分	市 街 地	歴 史・文 化	沿 道	山麓・田園	山 地
(1) 建築物の建築、工作物の建設（太陽光発電施設を除く）					
ア 配置	(ア) 周辺と壁面線を合わせつつ、極力道路から後退し、連続した沿道の空間を構成するよう努めること。		(ア) 道路からできるだけ後退し、道路側に空地を確保するように努めること。 大規模行為にあっては、特に支障がある場合を除いて、道路から5メートル以上後退するように努めること。	(ア) 道路からできるだけ後退し、道路側に空地を確保するよう努めること。	(ア) 道路からできるだけ後退し、良好な空間の確保に努めること。大規模行為にあっては既存樹林を残置できるように道路から10メートル以上後退するように努めること。
	(イ) 隣接地と相互に協力して、まとまった空間を生み出すように努めること。	(イ)隣接地と相互に協力しながらまとまった空間を生み出すように努めること。宿場町にあっては、歴史的な景観のまとまりが維持、継承されるよう努めること。	(イ) 隣地の敷地境界からできるだけ離し、ゆとりある空間を確保すること。		
	(ウ) 敷地内に大径木や良好な樹林、樹木や河川、水辺等がある場合は、これらを生かせる配置とすること。				
	(エ) 木曽川、御嶽山、中央アルプス、周辺の山並みへの眺望や、付近のランドマークとなる建築物等への眺望を極力阻害しない配置とすること。				
	(オ) 周辺の建物とのまとまりに配慮し周囲の景観と調和するような配置とすること。	(オ) 稜線や斜面上部、高台など、旧中山道や歴史的な建造物から見通せる場所は極力避けるものとし、やむを得ずそのような場所を選定する場合は、樹木の伐採や土地の掘削を最小限に留め、旧中山道や歴史的な建造物から直接望見出来ないような配置に努めること。	(オ) 木曽川、御嶽山、中央アルプスなど良好な眺望が得られる側については、道路から可能な限り後退するように努めること。	(オ) 地形の高低差がある場合はそれを生かして周辺の自然景観に調和するような配置とし、稜線や斜面上部への配置はできるだけ避けること。	
	(カ) 電柱、鉄塔類はできるだけ目立たないよう設置すること。				
イ 規模	(ア) 周辺の基調となる景観から著しく突出した印象を与えない規模、建築物等と敷地の釣り合い、高さとする	(ア) 個々の建築物等の規模、高さは極力おさえるものとし、周辺のまち並みとしての連続性に配慮するとともに、周囲の建築物等よりも規模が大きい場合は空地や植栽を設け景観の調和に努めること。	(ア) 木曽川、御嶽山、中央アルプスなど、周辺の山並みへの眺望をできるだけ阻害しないようにするとともに、周囲の基調となる景観から著しく突出した印象を与えない規模、建築物等と敷地の釣り合い、高さとする	(ア) 田園や背景となる山並みへの眺望をできるだけ阻害しないようにするとともに、周囲の基調となる樹林や	(ア) 周囲の樹林や池沼、背景となる山並みへの眺望をできるだけ阻害しないようにするとともに、周囲の基調となる樹林や

	(イ) 高さは周辺のまち並みとしての連続性に配慮するとともに、高層の場合は、圧迫感を生じないように努めること。	(イ) 宿場町の通りに面する場合は、宿場の街並みの連続性に配慮し、高さを周囲の建物と極力合わせること。	(イ) 個々の建築物等の規模、高さは極力抑え、周辺の自然景観、田園景観等との調和に努めること。特に樹林に隣接した位置については、樹高を超えない高さとなるよう努めること。	(イ) 高さは原則として周辺の樹林の高さ以内とし、樹高以上になる場合は、周辺景観と調和したものとなるように努めること。
ウ 形態・意匠	(ア) 周辺の基調となる景観に調和した形態であるとともに、全体としてまとまりのある形態とすること。	(ア) 周囲の建築物等の形態との調和に努めること。また、地域の伝統的な形態・意匠等の活用にも努めること。	(ア) 御嶽山、中央アルプスや背景となる山並みのスカイライン、木曾川やその他河川沿いの樹林、周囲の建築物等の形態との調和に努めること。また、地域に伝統的な形態・意匠がある場合は、その活用にも努めること。	(ア) 御嶽山、中央アルプスや背景となる山並みのスカイライン、河川沿いの樹林、周囲の建築物等の形態との調和に努めるとともに、地域に伝統的な形態・意匠がある場合は、その活用にも努めること。
	(イ) 建築物等の上部及び正面のデザインに特に留意し、都市美の育成やランドマークの育成にも努めること。	(イ) 屋根の形状は原則として切妻屋根とし、適度な軒の出を有し、こう配は緩やかなものとして背景の山並みや周囲の町並みとの調和に努めること。	(イ) 屋根の形状は原則としてこう配屋根で、適度な軒の出を有するものとし、こう配は背景のスカイラインや周囲の建築物等との調和に努めること。	
	(ウ) 壁面等は、大規模な平滑面が生じないように、陰影等の処理に配慮すること。			
	(エ) 周辺の基調となる建築物に比べて、規模が大きい場合には、屋根、壁面、開口部等の意匠の工夫により、圧迫感や威圧感を軽減し、周辺との調和を図ること。			
	(オ) 屋上の設備は外部から見えにくいよう、壁面、ルーバーで覆う等の工夫をすること。			
	(カ) 屋外階段、ベランダ、パイプ類等の付帯設備や付帯の広告物等は、煩雑な印象を与えないよう、デザインに配慮し、建築物等本体との調和を図ること。			
	(キ) 河川、鉄道及び道路に面する壁面等は、公共性の高い部分として、デザイン等に配慮すること。			
エ 材料	(ア) 周辺景観と調和し、耐久性に優れた材料を用いること。			
	(イ) 反射光のある素材を使用する場合は周辺との調和に十分配慮すること。	(イ) 反射光のある素材は極力用いないものとし、地域で用いられている伝統的な素材がある場合はその活用に努めること。	(イ) 反射光のある素材を極力用いないよう努め、やむを得ず使用する場合は、着色等の工夫のほか、壁面等の大部分に使用することは避けること。	
オ 色彩等	(ア) けばけばしい色彩とせず、できるだけ落ち着いた色彩を基調とし、周辺の景観あるいは建築物等と調和した色調とすること。			(ア) けばけばしい色彩とせず、できるだけ落ち着いた色彩を基調とし、周辺の自然景観と調和した色調とすること。
	(イ) 多色使い、アクセント色の使用等に際しては、使用する色彩相互の調和、使用する量のバランスに十分配慮すること。	(イ) 使用する色数はできるだけ少なくするよう努めること。		
	(ウ) 照明を行う場合は、設置場所周辺の環境に留意し、過度なものとならないように留意すること。			(ウ) 照明を行う場合は、安全性の確保等に必要最小限度にとどめ、かつ設置場所の自然環境や周辺環境に留意すること。

	(エ) 光源で動きのあるものは、周辺景観との調和に留意すること。	(イ) 光源で動きのあるものは、原則として避けること。	
カ 敷地の緑化	(ア) 敷地内に優れた樹木等がある場合は、可能な限り保存若しくは移植し、修景に生かすこと。		
	(イ) 建築物等の周囲はできるだけ緑化し、圧迫感威圧感の軽減に努めること。		
	(ウ) 駐車場、自転車置場等を設ける場合には、道路等から直接見えにくいように周囲の緑化に努めること。		
	(エ) 緑化に使用する樹種は、地域の風土にあったものとし、特に道路等の公共空間や周囲の緑化との連続性に配慮すること。	(イ) 緑化に使用する樹種は、周辺の樹林や緑地と調和した地域の風土にあったものとするように努めること。	(エ) 緑化に使用する樹種は、周辺の樹林等の景観と調和させるとともに、周辺に自生する樹種の活用を努めること。
	(オ) 河川等がある場合は、樹木を活用して、水辺の景観に配慮すること。		
	(カ) 敷地境界に遮へい物を設ける場合は自然素材を用いる等、周辺景観と調和するよう配慮すること。		
キ 公衆の関心を引く目的で外観に施される形態又は色彩その他の意匠（特定外観意匠）に関する付加基準	(ア) 配置		
	・道路からできるだけ後退させるよう努めること。 ・木曽川、御嶽山、中央アルプス、周辺の山並み等への眺望を阻害しないよう努めること。 ・建築物等の屋上への掲出は、眺望を阻害しないようにできるだけ控えること。		
	(イ) 規模、形態・意匠		
	・基調となる周辺景観に調和する形態・意匠とし、必要最小限の規模とすること。 ・周辺の建築物の屋根や植生、その他周辺の景観の基調をなすものの高さを超えないように努めること。		
	(ウ) 材料	(ウ) 材料	
	・耐久性に優れ、退色・はく離等の生じにくいものとするとともに、設置箇所周辺の建築物等と調和した素材の使用に努めること。 ・反射光のある素材は極力使用しないよう努め、やむを得ず使用する場合は、着色等の工夫をすること。	・耐久性に優れ、退色・はく離等の生じにくい素材を用いるとともに、自然素材等の使用に努めること。 ・反射光のある素材は原則として使用しないこと。	
(エ) 色彩等	(イ) 色彩等	(エ) 色彩等	
・けばけばしい色彩とせず、周辺の建築物等と調和した色調とすること。 ・多色使いに際しては、使用する色彩相互の調和、使用する量のバランスに十分配慮すること。 ・光源で動きのあるものは、周辺の景観との調和に留意すること。	・けばけばしい色彩とせず、できるだけ落ち着いた色彩を基調とし、周辺の景観あるいは建築物等と調和した色調とすること。 ・使用する色数はできるだけ少なくするように努めること。 ・光源で動きのあるものは、原則として避けること。	・けばけばしい色彩とせず、できるだけ落ち着いた色彩を基調とし、周辺の自然景観と調和した色調とすること。 ・使用する色数はできるだけ少なくするように努めること。 ・光源で動きのあるものは、原則として避けること。	
(2) 太陽光発電施設			
ア 配置	(ア) 敷地が主要な道路や住宅の敷地等に隣接する場合は、太陽電池モジュールを境界から一定距離後退させること。		
	(イ) 稜線や斜面上部、高台等、周囲から見通せる場所は極力避けること。 やむを得ずそのような場所を選定する場合は、	(イ) 稜線や斜面上部、高台など、旧中山道や歴史的な建造物から見通せる場所は極力避けるものとし、やむ	(イ) 稜線や斜面上部、高台等、周囲から見通せる場所は極力避けること。 やむを得ずそのような場所を選定する場合は、尾根や地形の連続性が損なわれる等の違和感が生じないよう、樹木の伐採や土地の掘削を最小限にとどめること。

	尾根や地形の連続性が損なわれる等の違和感が生じないよう、樹木の伐採や土地の掘削を最小限にとどめること。	を得ずそのような場所を選定する場合は、樹木の伐採や土地の掘削を最小限にとどめること。	
	(ウ) 主要な道路や住宅地に反射光の影響が懸念される場合は、配置や向き、傾斜の角度、材料、植栽等の遮へい措置について検討すること。	(ウ) 旧中山道や歴史的な建造物から直接望見出来ないよう、配置や向き、傾斜の角度、材料、植栽等の遮へい措置を行うように努めること。	(ウ) 主要な道路や周辺に反射光の影響が懸念される場合は、配置や向き、傾斜の角度、材料、植栽等の遮へい措置について検討すること。
	(エ) 規模や地形等に応じて分割する等、大規模な平滑面が生じないように配慮すること。		
イ 規模	(ア) 周辺からの視界をできる限り遮らないよう、施設の高さ及び太陽電池モジュールの垂直投影面積を極力抑えること。		
ウ 形態・意匠	(ア) 当該地に応じた架台を選定するとともに、太陽電池モジュールの向きや傾斜をそろえる等、配列に一定の規則性を持たせること。		
	(イ) 太陽電池モジュールの傾斜角は、周辺の山並み、建築物の屋根等と極力整合させること。		
	(ウ) 太陽電池モジュールの裏面が周辺の道路から見えにくくするとともに、電柱電線類については、極端に増加させないよう、低減に努めること。		
エ 材料	(ア) 周辺の景観と調和し、耐久性に優れた材料を用いること。		
	(イ) 低反射のものを選択するか防眩処理を施す等、太陽光の反射を低減する対策を行い、素材の結晶が目立たないものを選択すること。また、フレームは低反射の素材を用いること。		
オ 色彩等	(ア) 太陽電池モジュールは黒又は濃紺を基本とした、低明度かつ低彩度の目立たないものとし、フレームも同系色を用いること。		
	(イ) フェンス、架台、パワーコンディショナー及び変圧器等の附属設備については、色彩に配慮すること。		
カ 敷地の緑化	(ア) 道路等から直接見えにくいように周囲の緑化に努めること。		
	(イ) 樹種の選定にあたっては、外来種及び低木性の樹種を避け、地域に適した植生とする。		
	(ウ) 植栽計画にあたっては、効果が早期に発揮できるよう、根巻きを行った苗などの使用を検討するとともに、植栽間隔や苗木の大きさに配慮する。		
(3) 土地の形質の変更			
変更後の土地の形状、修景、緑化等	(ア) 土地の形質変更は最小限にとどめ、やむを得ない場合でも法面ができるだけ生じないように緩やかなこう配とし、緑化に努めること。	(ア) 稜線や斜面上部、高台など、旧中山道や歴史的な建造物から見通せる場所は極力避けるものとし、やむを得ずそのような場所を選定する場合は、樹木の伐採や土地の掘削を最小限に留め、旧中山道や歴史的な建造物から直接望見出来ないよう、必要に応じて緑化に努めること。	(ア) 土地の形質変更は最小限にとどめ、やむを得ない場合でも法面ができるだけ生じないように緩やかなこう配とし、緑化に努めること。
	(イ) 擁壁を必要とする場合は、材料、表面処理の工夫、前面の緑化等により周辺の景観との調和を図ること。		
	(ウ) 敷地内にある良好な樹林、樹木、河川、水辺等は極力保全し、活用するように努めること。		
	(エ) 土地開発ではできるだけ電線の地中化や電柱類を道路側に設置しないようにする等周辺の眺望を阻害しないように努めること。		

(4) 土石の採取及び鉱物の掘採			
採取等の方法、採取等後の緑化等	(ア) 周辺からは目立ちにくいよう、採取等の位置、方法を工夫し、敷地周辺の緑化等に努めること。	(ア) 稜線や斜面上部、高台など、旧中山道や歴史的な建造物から見通せる場所は極力避けるものとし、やむを得ずそのような場所を選定する場合は、旧中山道や歴史的な建造物から直接望見出来ないよう採取等の位置、方法を工夫し、敷地周辺の緑化等に努めること。	(ア) 周辺からは目立ちにくいよう、採取等の位置、方法を工夫し、敷地周辺の緑化等に努めること。
	(イ) 採取等後は周囲の自然環境と調和した緑化等により修景すること。		
(5) 屋外における物件の集積又は貯蔵			
集積、貯蔵の方法及び遮へい方法	(ア) 物件を積み上げる場合には、高さをできるだけ低くするとともに、整然と、かつ威圧感のないように積み上げること。	(ア) 稜線や斜面上部、高台など、旧中山道や歴史的な建造物から見通せる場所は極力避けるものとし、やむを得ずそのような場所に物件を積み上げる場合は、旧中山道や歴史的な建造物から直接望見出来ないよう高さをできるだけ低くするとともに、整然と、かつ威圧感のないように積み上げること。	(ア) 物件を積み上げる場合には、高さをできるだけ低くするとともに、整然と、かつ威圧感のないように積み上げること。
	(イ) 道路等から見えにくいよう遮へいし、その際には植栽の実施、木塀の設置等周辺の景観に調和するよう努めること。		

3 法に基づく措置の基準

法第8条第4項第2号イに規定する制限及び法第17条第1項の規定による措置の基準は次のとおりとします。

- ・表中の(1)のうちウ、エ、オ、キ及び(2)のうちウ、エ、オ

